



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 アサガミ株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 健一
(コード番号 9311 東証第 2 部)
問合せ先 取締役常務執行役員総務部長 石橋義久
(TEL. 03 - 6880 - 2200)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 95 回定時株主総会（以下 本株主総会）に、単元株式数の変更および株式併合、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本株主総会において、後記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、株式併合を実施いたします（以下 本株式併合）。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	14,180,000 株
併合により減少する株式数	12,762,000 株
併合後の発行済株式総数	1,418,000 株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	778 名（100.00%）	14,180,000 株（100.00%）
10 株未満	38 名（4.88%）	55 株（0.00%）
10 株以上	740 名（95.12%）	14,179,945 株（100.00%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみをご所有の株主様 38 名（所有株式数の合計 55 株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第 192 条第 1 項の規定により、ご所有の単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することができます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき、全ての端数を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合割合（10 分の 1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）
48,720,000 株	4,872,000 株

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上を図るため、現行定款第5条(公告方法)について電子公告へ変更するとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- ② 本株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件とし、当社発行済株式総数の減少を勘案し、現行定款第6条(発行可能株式総数)に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるものであります。
- ③ 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第8条(単元株式数)を変更するものであります。
- ④ ②③の定款一部変更の効力は、本株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設け、本附則はその効力発生をもって、これを定款から削除することといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分)

現行定款	改定案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,872万株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>487万2千株</u>とする。</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則 第6条および第8条の規定の変更は、平成29年6月28日開催の第95回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成29年10月1日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第6条および第8条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

4. 日程

- ・ 平成 29 年 5 月 12 日 取締役会決議日
- ・ 平成 29 年 6 月 28 日（予定） 定時株主総会開催日
- ・ 平成 29 年 10 月 1 日（予定） 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日です。

以 上

（ご参考）単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。

当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合を実施いたします。

Q 4 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端株がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体

的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次の通りになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,200株	1個	120株	1個	なし
例③	567株	なし	56株	なし	0.7株
例④	8株	なし	なし	なし	0.8株

- ・ 例①に該当する株主様は特段のお手続きはありません。
- ・ 例②、例③に発生する単元未満株式（例②は20株、例③は56株）につきましては、ご希望により「単元未満株式の買取り」制度をご利用できます。
- ・ 例③、例④に発生する端数株式（例③は0.7株、例④は0.8株）につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・ 効力発生前のご所有株式数が8株（例④）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は10倍になります。

したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 6 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績連動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 5 月 12 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 28 日 (予定)	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日 (予定)	1,000 株単位での最終売買日
平成 29 年 9 月 27 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の 効力発生日
平成 29 年 12 月上旬 (予定)	端数株式処分代金のお支払い

Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きは必要ございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株式名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
同連絡先 〒168-0063
東京都杉並区和泉 2-8-4
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話：0120-782-031
受付時間：平日 9：00～17：00

以 上